

# 電子商取引及び情報財取引等に関する準則改訂案についての

## パブリックコメント結果の概要

平成22年10月8日  
産業構造審議会  
情報経済分科会  
ルール整備小委員会

○＜御意見の概要＞

●＜御意見に対する考え方＞

### 1. 越境取引に関する論点についての準則改訂案

○ 契約の成立を主張するためには、承諾の通知が相手方へ「到達」していることを証明する必要があるため、それに必要な情報の確保についてインターネットプロバイダー等と相談するなど、事前準備が必要である。このことについて準則に記載することにより、当事者への注意喚起を図っておくべきである。

特に、越境取引の場合には、国際プラットフォームや国際Single Windowが設定する規約等により、情報の確保について当事者間で合意しておくことも考えられる。

● 御指摘のような注意喚起を図っておくことは、極めて意義の大きいことであると考えられるが、今回の改訂作業において、到達の証明に関する十分な議論はなされていない。また、御指摘の事項は、越境取引に限らず電子商取引全般に関わる事項であって、かつ、法の解釈を示すという「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の目的を若干超える事項であるとも考えられるため、今後、十分に状況を把握した上で、注意喚起の必要性や手法について検討してまいりたい。

○ 事業者間取引において当事者間の合意がある場合には、国際公序に違背しない範囲において、その合意が一般的に優先され、契約の成立についても合意された条件があれば、それに基づいて判断される旨を、準則に記載しておくべきである。

● 合意の有効性や合意に優先する強行法規の適用等は、契約の準拠法となる各国法等に基づいて判断されることであり、その内容を一般的に記述することは困難である。また、本準則では、越境取引に関し、日本の裁判所に訴えが提起された場合の国際裁判管轄の問題及び適用される法規の問題のみを扱っており、適用される法規が外国法となった場合の契約の成立等については扱わないこととしているため、御意見の中で、外国法に基づく判断に係る事項については、そもそも本準則の対象外である。

なお、日本法が適用される場合の合意の有効性や強行法規の適用については、本準則の「I-1-2 ウェブサイトの利用規約の有効性」などで扱われている。

- ウィーン売買条約における申込みの撤回について、撤回が許されるのが「相手方が承諾の通知を発信する前に撤回の通知が相手方に到達する場合である」と記載されている点は、「相手方が承諾の通知が日本の事業者に到達する前に撤回の通知が相手方に到達する場合である」との記載に修正されるべきである。
- ウィーン売買条約第16条(1)では、「申込みは、契約が締結されるまでの間、相手方が承諾の通知を発する前に撤回の通知が当該相手方に到達する場合には、撤回することができる。」と規定されており、これによれば申込みの撤回が許されるための基準となる時点は、承諾の通知の到達の時点ではなく発信の時点である。

## 2. ～7. 法改正に伴う準則の改訂案、裁判例の追加による準則の改定案、その他の準則の改定案

御意見は特に無し。

以上